

第 2 回 総務民生文教委員会

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 令和 5 年 3 月 7 日 (火) 5 階第 1 委員会室 | 開会 9 時 00 分 閉会 10 時 34 分 |
|-----------------------------------|-----------------------------|

午後 9 時 00 分 開会

○委員長（三輪田幸泰君）

皆さん、おはようございます。

昨日、今日と暖かい日です。昨日は二十二節気中の啓蟄でした。虫たちもこれから活動いたします。これから春本番となります。本委員会も一年間、よろしく願いいたします。

なお、傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただ今から、令和 5 年第 2 回総務民生文教委員会を開会いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日の委員会は、部を単位とする 3 部入替え制とし、条例案件について、入替え単位ごとに議案番号順に質疑、討論、採決を行いますので、あらかじめご承知おきください。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、議第 2 号 瑞浪市死者の個人情報の取扱いに関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

おはようございます。それでは、議第 2 号 瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について説明させていただきます。

議案集 1 ページ、議案資料 1 ページをお願いいたします。

まず、本条例の制定趣旨でございます。現行の瑞浪市個人情報保護条例におきましては、個人情報の定義に死者に関する情報を含むため、同条例において、その相続人等に対して、「死者に関する情報」を開示することを可能としております。

しかし、令和5年4月から適用される個人情報保護法においては、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」に限定されることから、「死者に関する情報」は個人情報として扱われず、原則として開示の対象にはなりません。このため、令和5年4月以降も相続人等に対し、死者に関する情報の開示が可能となるよう本条例を制定するものでございます。

まず、第1条「目的」です。この条例は、実施機関が保有する死者情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、死者情報の開示を請求する権利を明らかにすることで、遺族の権利利益の保護を図ることを目的としております。

第2条の「定義」では、この条例における「死者情報」は、死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるものとしております。

また「実施機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会と定めます。

続いて、議案集1ページから2ページにかけての第3条「実施機関の責務」では、個人情報保護法が適用されることによって、「個人情報」の定義から外れることとなる「死者に関する情報」についても、これまで同様、慎重に取扱うことを義務づけます。また、第2項では、「実施機関の職員は、その職務に関して知り得た死者情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。」と定めております。

第4条の「開示請求者及び開示対象情報」では、死者情報の開示請求について、相続人の区分に応じ、請求できる内容を定めるとともに、実施機関が開示しないことができる内容を規定いたします。

請求できる内容につきましては、まず、死亡した時点において未成年者であった死者の親権者については、当該死者に関する情報、これは本人請求と同様の取扱いとさせていただきます。

それから、死者の配偶者、子及び父母、子の場合、子どもが未成年の場合を除くこととなりますけれども、この場合は当該死者の死亡に関する情報。それから、当該死者の死亡に起因して、相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、その他の権利義務に関する情報。それから、当該死者の相続人である場合にありましては、被相続人である当該死者からの相続を原因として取得した財産、及び不法行為による損害賠償請求権、その他の権利義務に関する情報とさせていただきます。

また、死者の相続人の方、これは前2号に該当する方を除く場合ですけれども、その方は被相続人である当該死者からの相続を原因として取得した財産、及び不法行為による損害賠償請求権、その他の権利義務に関する情報を請求できるということといたします。

一方、実施機関が開示しないことができる内容につきましては、第3項におきまして、法令で定めのあるもののほか、第三者の権利利益を侵害する恐れがあるものなどを規定しております。

続いて、議案集3ページをお願いいたします。

第5条の「一部開示」につきましては、前条第3項の規定による「非開示情報」が含まれている場合においても、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いた部

分について開示すると定めております。

続いて、第6条の「開示対象情報の存否に関する情報」は、開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、当該開示対象情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとしております。

第7条は「開示請求方法」です。開示請求の方法について、請求者本人であること及び死者との関係を明らかにした上で請求することといたします。

具体的には、「請求者の氏名及び住所」と「開示対象情報を特定するために必要な事項」となりまして、規則では、これらに加えて、「請求者の連絡先」及び「希望する公開の方法」、閲覧なのか、写しなのかとか、そういったことを想定しております。

議案集3ページから4ページにかけての第8条「開示請求に対する決定」では、開示請求に対する決定について、これまでと同様、請求があった日から14日以内に行うことなどを規定しております。

第9条の「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」では、開示対象情報に第三者に関する情報が含まれている場合における、当該第三者への意見照会について規定しております。

第10条の「開示の方法」については、開示決定をしたときは、当該開示決定について反対意見書が提出されている場合を除き、速やかに開示をしなければならないと定めております。

議案集5ページをお願いいたします。

第11条の「費用の負担」では、これまでどおり、開示対象情報の開示に係る手数料は無料とし、写しの交付及び郵送料は実費を徴収するとしております。

第12条は「他法令等との調整」について規定しております。他の法令等により、開示対象情報の閲覧または縦覧に関する手続が定められている場合は、当該法令等の定めるところによることとしております。また、瑞浪市情報公開条例は適用しないものといたします。

続いて、第13条及び第14条におきましては、開示決定等について審査請求があった場合の手続について定めております。

審査請求があったときは、審理員による審理手続を省略し、個人情報保護審査会へ諮問することとなります。審査会は、審査会条例の定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、実施機関に答申することになります。

議案集6ページをお願いいたします。

第15条は、委任事項としまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

最後に附則です。本条例の施行日を令和5年4月1日とするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1 番 渡辺康弘君。

○1 番（渡辺康弘君）

議案集の4ページの開示の方法の第10条の3ですね。確認にはなるんですけど、実施機関は開示対象情報を閲覧させることにより、当該開示情報が汚損され、また、破損される恐れがあるときっていうのは、こういったケースが、そんなことがあるのかなっていうのを確認させていただいてもいいですか。

○総務課長（近藤正史君）

特に具体的に何かって、聞いておりません。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

特に具体的にこういった場合って、想定はまだちょっとしてないんですけども、この文字どおり、今までやりとりの中でちょっとそういったことが懸念されるというときには、考えております。

○委員長（三輪田幸泰君）

7 番 棚町 潤君。

○7 番（棚町 潤君）

3ページの第6条です。開示請求ですけど、開示請求に関わる、開示対象情報が存在するか否かを答えるだけで拒否することができると思いますけど、これもこういったケースが当てはまるのかなというのをお教えいただきたいなと思います。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

例えば、情報公開条例を例に挙げますと、税の滞納情報は地方税法によって守秘義務の対象でありまして、公開制度はできないんですけども、仮に第三者の方がある方の滞納状況で開示請求をした場合に、その場合に公開できないというふうに回答すると、滞納情報が存在するんですけども公開できませんよという意味になってしまいます。ですから、本来、公開してはいけない滞納情報、滞納がありますということ認めてしまうことになりますので、こういった場合には存否の応答を拒否するというようなことを、そのような対応をするということになります。

それと同じようなことが考えられるということで、そういった場合には拒否するという形になります。

○委員長（三輪田幸泰君）

7 番 棚町 潤君。

○7 番（棚町 潤君）

ちょっと具体的な話になっちゃいますけど、それを一応、窓口で判断するっていうことになるん

ですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

請求書をいただきますので、その請求書をもって調べをしまして、公開を拒否する場合には拒否するという通知はさせてもらっておる形になります。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

具体的な話なんですけど、例えば、痛ましい事故とか事件があった場合に、一般的な記述を見ると、死者に関しては個人情報保護は適用されないというようなことがありますけど、個人情報とプライバシーはちょっと違うものじゃないですけど、そういう場合はどうなるんですか。そういう報道機関が請求した場合。

○委員長（三輪田幸泰君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

その場合は完全に報道ということになりますので、情報公開という、また個人情報とは別の部分で情報公開という形になるんですけども、情報公開に関しましては、あくまでも個人情報は非公開となりますので、その場合、本市の中では情報公開の中で死者に関する情報も個人情報として考えておりますので、死者に関する情報も公開しないという形になります。

○2番（榛葉利広君）

公開しない。

○総務課長（近藤正史君）

しない。はい。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第2号 瑞浪市死者の個人情報の取扱いに関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第2号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第3号 瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

おはようございます。それでは、議第3号 瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の7ページ、議案資料の2ページをお願いいたします。

本条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく国の施策に準じ、条例等において、書面で行うこととされている手続等についてオンライン化を可能とするため制定するものでございます。

第1条では、情報通信技術を活用し、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的として定めています。

第2条では、本条例で使用する用語を定義しております。

8ページをお願いいたします。

第3条では、市の機関等は、情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施し、安全性等の必要な措置を講じた上で、情報システムを整備することとし、情報システムの整備に併せて、業務の簡素化や合理化を図るよう努める旨を定めております。

第4条から第7条までは一括で説明させていただきます。

9ページの第4条から11ページの第7条までは、他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等や処分通知等、縦覧等、作成等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインにより行うことができる旨、定めております。

それでは、12ページをお願いいたします。

第8条では、申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可証等の書面を事業所に備えつける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等について定めております。

第9条では、添付書面等の省略として、他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものにつきまして、市の機関等が添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しないと定めております。

第10条では、情報通信技術の進展に伴い生じ得る年齢、身体的な条件、地理的な制約その他要因による情報通信技術の活用のための能力または利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものと定めております。

13ページをお願いいたします。

第11条では、市長は、オンラインで行うことができる行政手続の状況について、インターネット利用等の方法により随時公表するものと定めております。

第12条では、条例で定めていない詳細な事項について、市の機関で規則で定めることとしております。

附則です。本条例は、令和5年4月1日からの施行としております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1番 渡辺康弘君。

○1番（渡辺康弘君）

12ページにあります適用除外、第8条になるんですけど、第4条から前条の規定に適用しないということで、1、2というケースがあるんですが、こういった手続、具体的なケースっていうのはこういったものになるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

現在のところ、例がございませんので、今後、そのような内容が出てきた場合は対応したいと思っております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかありますか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

12ページの第10条で、要するに、例えば、高齢者の方がデジタル的なことになってて、スマホと

か使えないってなった場合に、必要な施策を講ずるということなんですけど、これは何か、これはあくまで条例ですけど、何かどういう施策を講じるのか、ちょっとお聞きしたいなど。

○委員長（三輪田幸泰君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

スマホセミナーというものを開催したことがございまして、民間のキャリア、ソフトバンクであったりとか、そういうところが主体で動いていただけるんですが、そちらのほうに申し込んでいた方に対して、操作説明ですね。それと、今回、オンライン化を市でもしたいというところがございます。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

そういうものって、割とその、キャリアっていうんですか。一定の大きいキャリアが3つぐらいありますけど、そういうところで直接ショップでやったりしてますよね。これは瑞浪市役所として、どこか一定の場所を設けてやったという事例、今までありましたか。

○委員長（三輪田幸泰君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

令和4年8月から9月にかけて、ソフトバンクからの申出によりまして、開催いたしました。そのときの実績ですけれども、出席者の方は8名でございます。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

これからどんどんデジタル化とか、デジタル庁ができて、どんどん進んでいくと思うんですけど、当然、使えないという意見が出てくると思いますので、今のところはそういうキャリアの方が来て説明してくれる場を持つてということですけど、もっとそういう人材を募ったりということは考えていらっしゃるのでしょうか。要するに、市役所の臨時職員とかそのような形でやるとか、そういうことはないんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

急速にデジタル化が進んでおりまして、我々、企画政策課の体制も昨年と比べると強化しております。ですので、その中でそういった課題が出てくれば、状況に応じて対応したいと思いますけれども、現在のところはそういう民間機関と連携した取り組みを主体的に進めて、その中でも各世代にも対応したものにしたいと思っておりますけれども、基本的には今回の条例というのは、今まで

の紙で行う申請はそのまま継続して、それにプラスでオンライン化をつけるというものですので、そのあたりも随時、対応していきたいと思います。

○2番（榛葉利広君）

分かりました。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第3号 瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第3号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第4号 瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おはようございます。それでは、議第4号 瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案集14ページ、議案資料の3ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正の概要について説明させていただきます。

積極的な議員活動を可能とする環境を整えるべく、市議会議員の政務活動費の額を増額するための所要の改正でございます。

それでは、議案資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項におきまして、政務活動費の額を1人月額「8,000円」から1人月額「1万円」に改めるものでございます。

議案集14ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上で、議第4号 瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第4号 瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第4号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

ここで、暫時休憩をいたします。
休憩中に執行部の入替えを行ってください。
休憩時間は、入替え時間のみといたします。

午前9時28分 休憩

午前9時30分 再開

○委員長（三輪田幸泰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第5号 瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定についてを議題といたします。
本議案について、執行部の補足説明を求めます。
説明は着席のままです。
社会福祉課長 和田光浩君。

○社会福祉課長（和田光浩君）

おはようございます。それでは、議第5号 瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について説明いたします。
議案集15ページ、議案資料4ページをお願いいたします。
初めに、本条例の制定趣旨でございます。
現在、高齢者世帯や障害者手帳の保有者など、有事に支援を必要とする方の避難行動要支援者名簿の情報提供は、「瑞浪市個人情報保護条例」第9条の「個人情報の利用及び提供の制限」に基づき、審査会に諮問した上で情報提供を行ってまいりましたが、令和5年3月末に同条例が廃止になることから、従前と同様に本人の同意なくとも、平時から避難支援等の関係者に、避難行動要支援者名簿の情報提供ができるよう必要事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。
なお、本条例は、新規条例として制定いたしますが、個人情報の考え方や制度の運用に大きな変更はございません。
まず、第1条「趣旨」では、「この条例は、災害対策基本法第49条に基づく、避難行動要支援者名簿に記載し又は記録された情報の提供に関し、本人の同意に関する特例、名簿情報の提供を受けた者の義務その他必要な事項を定めるもの」とします。
第2条「避難支援者等関係者の範囲」では、その範囲を、瑞浪市消防本部、消防団、警察、民生委員、瑞浪市社会福祉協議会、及び避難支援等の実施に携わる関係者として市長が定めるものといたします。

第3条「名簿情報の提供における同意に関する特例」では、市長は、避難支援等関係者に名簿情

報を提供することにおいて、本人の同意を得ることを要しないものとするものといたします。

第4条「名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等」では、名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならないことを定めます。

第5条「利用及び提供の制限」では、名簿情報の提供を受けた者が、名簿の目的外使用をしてはならないことを定めます。

第6条「秘密保持義務」では、名簿提供を受けた者、もしくはその職員等が正当な理由なく、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めます。

第7条「委任」では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものといたします。

附則です。本条例の施行日は令和5年4月1日といたします。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

16ページです。第2条の6項ですけど、実施に携わる関係者として市長が定めるものとありますけど、こういった団体が含まれるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

社会福祉課長 和田光浩君。

○社会福祉課長（和田光浩君）

現時点では想定はしておりませんが、今後、社会情勢が変わる中で、保護司会であるとか、防犯の関係の団体であるとか、そういったところが含まれるようになると。必要が出てくれば、想定する予定にはしております。

○委員長（三輪田幸泰君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと確認ですけど、これ6項、3つの消防本部から、警察から、民生委員からと定められていると思うんですけど、チラシとか見ると区長会とか、区長も許可したりするんですけど、それはどこで規定されていることになるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

社会福祉課長 和田光浩君。

○社会福祉課長（和田光浩君）

避難行動要支援者名簿につきましては、今回は、この条例におきましては、本人の同意のない状

況で情報提供できるようになっております。現在、自治会に情報提供しているものは、ご本人から同意を得たもの、一般的に同意者名簿というような言い方をしておりますが、そちらの情報を区長会のほうに流すような形にしております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第5号 瑞浪市避難行動要支援者にかかる名簿情報の提供等に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第5号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第6号 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

おはようございます。それでは、議第6号 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集17ページ、議案資料5ページをお願いします。

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉に規定する主務大臣の変更及び子ども・子育て支援法の条ずれに対応するための所要の改正となります。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

改正は、2つの条建てで行いました。

初めに、第1条の「瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正です。

第11条第1項において、厚生労働省からこども家庭庁に引き継ぐため、主務大臣を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めます。

第2条の「瑞浪市子ども・子育て会議条例」の一部改正では、第1条において、国の「子ども・子育て会議」について、子ども家庭庁に新たに設置される「こども家庭審議会」に機能が移管、廃止されるため、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除されることに伴う条ずれに対応するため、「第77条第1項」から「第72条第1項」に改めます。

議案集に戻っていただいて、附則において、この条例の施行日は令和5年4月1日としております。

以上、議第6号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

多分、これ上位法が変わったので、主務大臣が変わったということだと思うんですけど、具体的に言うと、何か大きく変わるとか、何かあるんですかね。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

市としては余り大きく変わるとかいうことはございません。子ども・子育て会議のほうにつきましても、同じように行っていくということになっておりまして、家庭庁に子どもの障害児が移管することになりますが、そちらの主務大臣がこの内閣総理大臣に変わるということになっております。大きく変更はございません。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第6号 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第6号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

それでは、議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の18ページ、議案資料の6ページをお願いします。

今回の改正は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、条例中に引用している法律の条項名の改正、主務大臣の変更及び懲戒権に関する規定の削除を行うための所要の改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項ただし書中「第19条第3号」に改めるのは、4月に創設されるこども家庭庁へ所管が変わることにより、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める「第19条第2項」が不要となることから、同法第19条は1項のみとなるための改正であり、以下の条例中「第19条」に関しては全て同様の改正となります。

8ページから9ページにかけて、第15条第1項第3号中「第25条第1項」に改めるのは、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されることにより、項ずれに対応するものです。

同条同項第4号は、こども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、主務大臣を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に変更するものです。

9ページ中ほど、第26条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒権関連規定を削除しております。

12ページ中ほど、第44条は、先ほどお話しした第15条第1項第4号と同様で、主務大臣を「内閣総理大臣」に変更するものです。

第50条と第51条第3項中では、第26条を削除することにより、「第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改めています。

議案集20ページをお願いします。

附則において、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。ただし、第26条の改正規定、第50条の改正規定及び第51条の改正規定のうち、同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める部分に限り、公布の日としております。

以上、議第7号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

第26条が削除されたことについてですが、これは削除されることによって、身体的苦痛を与えたり、人格を恥ずかしめることは、いかなる場合においてもできないってということになるということでしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

お見込みのとおりで、これが削除されることにより、親権者の、懲戒権というのを、親権者は児童福祉虐待を正当化する口実となると。この懲戒権のほうはそうなるということで、親権者の虐待を正当化する、一部そういうふうな法律になるということがございましたので、今回、そもそものこの懲戒権ということ削除することによって、懲戒権自体もうすべきではないと。そもそもそういう形になるということで、この懲戒権は削除されております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第7号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

議第8号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

それでは、議第8号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の21ページ、議案資料の16ページをお願いします。

今回の改正は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、児童の安全に関する計画の策定及び車両送迎等における安全管理の徹底並びに衛生管理に関する研修及び訓練の実施を規定し、また、懲戒権に関する規定を削除するための所要の改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第7条の次に新たに第7条の2として安全計画の策定等を、第7条の3として移動等のために自動車を運行する際の安全確認の規定を加えております。

第7条の2第1項では、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取り組みなどを含めた事業所での生活、そのほかの日常生活における安全に関する事項についての安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じることを定めています。

同条第2項では、事業者は、職員に対し安全計画について周知し、研修、訓練を定期的実施することを定めております。

同条第3項では、事業者が保護者との連携が図れるよう、保護者に対し安全計画に基づく取り組み内容を周知しなければならないことを、また、同条第4項では、安全計画の定期的な見直しを行い、必要に応じ計画の変更を行うことを定めております。

17ページにかけての第7条の3第1項では、家庭的保育事業者等は、事業所外での活動、取り組み等の移動、そのほか利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗・降車の際に点呼等により利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを定めています。

同条第2項では、事業者は、送迎を目的としたワゴン車やバス等を日常的に運転するときは、当該自動車にブザー等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならないことと定めています。

第10条は、ほかの社会福祉施設等を家庭的保育事業所と併せて設置するときの職員の基準を「その行う保育に支障がない場合に限り」とし、ただし書き以降の文章を削除しております。

第13条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒権関連規定を削除しております。

第14条第2項では、衛生管理において、家庭的保育事業者等は、感染症や食中毒が発生・蔓延しないよう、職員に対し、必要な研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないと定めています。

議案集に戻っていただいて、附則において、この条例の施行日は令和5年4月1日としております。ただし、第13条の改正規定に関しては公布の日からとしております。

以上、議第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 大久保京子君。

○5番（大久保京子君）

当該自動車にブザー、その他の車内の利用乳児者の見落としを防止する装置を備えを具体的に、ブザーとかを説明していただけますか。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

これは送迎用のバスという、うちで言うと私立のこども園、中京こども園しかないので、ここの家庭的保育にはちょっと関連しないんですけれども、そのような、送迎用のバスの場合に、今回の死亡事故というのが何件かございましたので、それに関して、後ろのほうに子どもが押して、危険を、バスの中に存在を忘れた場合、まあ、それはちょっと本当はあってはならないことなんですけど、その場合に、後ろの座席のほうにブザーをセットしておいて、そのブザーを鳴らすと、緊急で向こうが分かるというような形の機器になります。

またそのほか、今でいうと運転席のほうのクラクションを鳴らすとか、そういうような形で、子どもたちの安全の勉強をしていただいているということになるんですが、後部座席のほうにつけるような、子どもたちが触れるブザーでの設定をしております。

それ以外に、運転手が、そこもブザーを、運転手が確認してブザーを押すと、子どもの確認をして、それからきちんと全部、皆さん出たよということを確認してブザーを押すという装置もつけるような形も設定しております。

○5番（大久保京子君）

ありがとうございました。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

議案集の22ページ、23ページにかけての成果措置のところですが、備えるということ及び用いることに困難な事情があるときっていうふうに言ったんですけど、その困難な事情っていうのはどういったことが想定されるのでしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

機械が手に入らないと。これ、基本的に国のほうがこういう機械を設置しなさいっていうのを既に言っております。その機械がなかなかちょっと製造が間に合わないということになった場合ということを確認はしております。それ以外はないと思っております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

1番 渡辺康弘君。

○1番（渡辺康弘君）

10ページの第2条の2の2になりますが、安全計画の周知とともに全校の研修及び訓練を定期的実施とありますが、どのような研修と確認を、どのようなスパン、定期的ということなんですけど、で実施をさせる予定でしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

安全計画自体は、個々の今、計画がいろいろ、屋外でするものとか、職員のほうの計画等。その職員のほうの計画に関しては、3か月に1回程度、園内の実施、それから、外でどうということが起こり得るだろうということも想定しながらのこういう研修、それから、講習、いろいろ、様々な講習をしていくということで、3か月に1回程度、その計画に基づいて実施していくことを明記するということになっておりますので、そのような形で、屋外でこういう安全性に、危険があるんじゃないかとか、それから、屋内でも施設等で、こういうところで安全にちゃんとできてるんだろうかっていうことをこちらのほうで見ていくというような形になっております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第8号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第8号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

続きまして、議第9号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

それでは、議第9号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の24ページ、議案資料の18ページをお願いします。

今回の改正は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、安全に関する計画の策定、車両送迎等における安全管理の徹底、業務継続計画の策定並びに衛生管理に係る研修及び訓練の実施を規定するための所要の改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第6条の次に新たに第6条の2として安全計画の策定等を、第6条の3として移動等のために自動車を運行する際の安全確認を加えています。

第6条の2第1項では、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取り組み等を含めた事業所での生活、そのほかの日常生活における安全に関する事項についての計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じることを定めています。

同条第2項では、事業者は、職員に対し安全計画について周知し、研修、訓練を定期的実施することを定めています。

同条第3項では、事業者が、利用者の安全確保について保護者との連携が図れるよう安全計画に基づく取り組み内容を周知しなければならないことを、同条第4項では、安全計画の定期的な見直しを行い、必要に応じ計画の変更を行うことを定めています。

第6条の3では、放課後児童健全育成事業者は、事業所外での活動、取り組み等の移動、そのほか利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に点呼等により利用者の所在を確認しなければならないことを定めています。

18ページにかけての第12条の2第1項では、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務を開始するための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じることに努めなければならないと定めています。

同条第2項では、職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないとし、同条第3項では、業務継続計画の定期的な見直しを行い、計画の変更を行うよう努めなければならないと定めています。

第13条第2項では、衛生管理において、感染症や食中毒が発生・蔓延しないよう「職員に対し、必要な研修並びに訓練を定期的実施することに努めなければならない」と定めています。

議案集に戻っていただいて、附則において、この条例の施行日は令和5年4月1日としております。

また、経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3号中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」としており、1年は努力義務でその間に策定するよう経過措置が取られています。

以上、議第9号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1番 渡辺康弘君。

○1番（渡辺康弘君）

26ページの経過措置の部分ですが、令和6年3月31日までこの努力義務があつて、策定していただくという認識ということは、今現状、こういったところが策定されていないところもあるということの認識でよろしいでしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

各放課後児童クラブで、運営指針のこういうものを定めておりましたが、義務化はされていなかったと。そういうことになりますので、こちらに関しては、今回きちんと義務化するということになります。この1年をかけて、きちんと義務化をするということになっています。

○1番（渡辺康弘君）

ありがとうございます。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

18ページのところの第6条の3ですかね。送迎云々ということが書いてありますが、これ現状でそれに該当するような事業所ありましたっけ。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

現在は送迎を行っているという事業所はございませんが、1台、事業所でもって、障害のある子がある場合ということで、車両を有する団体が1団体あるとは聞いております。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

18ページから19ページにかけて、業務継続計画の策定ということが出てきますけど、それはまさに、あそこの管理がされた部分で該当してくるのかなと思うんですけど、まあ、これ、今までなかったわけね、これね。

○民生部次長（藤本敏子君）

そうなんです。

○2番（榛葉利広君）

そうですね。一応聞いときます。

○委員長（三輪田幸泰君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

きちんと業務継続計画は、この放課後学童も今まで定まっておりましたので、今回、コロナの関係とか、感染症の関係もあります。そういうところも含めて、きちんと定めるという形になっております。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第9号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第9号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第10号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

保険年金課長 豊崎 忍君。

○保険年金課長（豊崎 忍君）

おはようございます。それでは、議第10号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案資料の20ページをお願いいたします。

今回の改正は、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」及び「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係条例の整備を行うものです。

改正の内容は、「出産育児一時金の増額」、「国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ」、「中低所得者に係る保険料軽減判定所得基準額の見直し」、「特例対象被保険者等の保険料軽減の届出における提示書類の見直し」です。

新旧対照表をお願いいたします。

上から順に、第5条の2の改正は、出産育児一時金を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改めるものです。

第15条の6の12の改正は、後期高齢者支援金等賦課限度額を「20万円」から「22万円」に改めるものです。

21ページ、第20条第1項第2号は、国民健康保険料の5割軽減の判定所得基準額の改正です。基準額の算定根拠の一つとなる、国保の被保険者数に乗ずる金額「28万5,000円」を「29万円」に改正するものです。

同項第3号は、2割軽減の判定所得基準額の改正で、基準額の算定根拠の一つとなる、国保の被保険者数に乗ずる金額「52万円」を「53万5,000円」に改正するものです。

第3項の「20万円」から「22万円」に改めるものは、読み替え規定による改正をするものです。

22ページ、第25条の3第2項では、特例対象被保険者等に係る届出において、「雇用保険受給資格者証」に代え、「雇用保険受給資格通知」の提示を可とする改正です。

議案集の26ページをお願いいたします。

附則の第1項で、施行期日を令和5年4月1日とし、第2項と第3項では、経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

新旧対照表の一番最初のところの出産育児一時金50万円になったっていう感覚なんですけど、1万2,000円加算っていうところがありますけど、これに関してはどういう。健康保険法施行令の出産であると認めるときって書いてありますけど、どういう出産なんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

保険年金課長 豊崎 忍君。

○保険年金課長（豊崎 忍君）

委員の言われるとおり、50万円という言葉が出ていますが、出産育児一時金につきましては、今の改正後の48万8,000円に、その下の加算の1万2,000円、こちらについて合計50万円という形になっております。

この1万2,000円を加算するものですが、出産に係る医療の安全を確保するというところで、脳性麻痺とか、そういった事故が発生したときに保険措置が講じるようにということで、負担金ですね。産科医療保障制度というものがあまして、そういった事態に備えて、1万2,000円の保障をかけるといいますか、というのがあまして、本体は48万8,000円で、この保障制度について1万2,000円、合わせて50万円。これを出産育児一時金として、申請に基づいて払うと、支給するという形になっております。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

ということは、50万円は間違いなくもらえるんですけど、1万2,000円は保険料というふうな形で、引かれる。

○委員長（三輪田幸泰君）

保険年金課長 豊崎 忍君。

○保険年金課長（豊崎 忍君）

国内のほとんどの産科をする医療機関につきましては、この産科医療保障制度に加入をしておりますので、そこの中で出産に関しては、保障として、その分が必要であると。その分を出産育児一時金の中に1万2,000円を加えて、支給をこちらからさせていただくという形になります。

○委員長（三輪田幸泰君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

実際にはやっぱり50万円、出産された方にはいただけるわけやね。分かりました。

○委員長（三輪田幸泰君）

1番 渡辺康弘君。

○1番（渡辺康弘君）

ほとんどの産婦人科というのが気になった部分だったんですけど、つまり該当してこないような産婦人科というのがあるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

保険年金課長 豊崎 忍君。

○保険年金課長（豊崎 忍君）

これは厚生労働省で、私も見たんですが、全国で約3,100か所、3,200か所の産科医療機関があるんですけど、そのうち3つが加入してないということで、99.9%は加入してるという数字があったことがございますので、僅かということです。

○1番（渡辺康弘君）

分かりました。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第10号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第10号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に執行部の入替えを行ってください。

休憩時間は、午前10時30分までといたします。

午前10時15分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（三輪田幸泰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、議第13号 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着席のままで構いません。

スポーツ文化課長 水野義康君。

○スポーツ文化課長（水野義康君）

それでは、議第13号 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の30ページ、議案資料の26ページをお願いします。

議案資料で説明させていただきます。

制定趣旨は、「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）の施行に伴い、条文の整備を行うものです。

改正内容は、博物館法第18条の規定の廃止、及び条ずれに対応するための所要の改正でございます。

新旧対照表をお願いします。

第1条は、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

その中の第1条は設置についての条文です。博物館法第18条において、「公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」とされておりましたが、この規定が廃止されたため、この部分を削るものであります。

第11条では、博物館法の改正により、本条例に条ずれが生じますので、「第20条第1項」から「第23条第1項」に改正します。

同時に、第1条において博物館法の規定を削除しましたので、ここで「博物館法（昭和26年法律

第285号。以下「法」という。) 」と規定をします。

第3項においても条ずれが生じますので、「第22条」から「第25条」に改正します。

引き続きまして、第2条、こちらは瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第1条の化石博物館と同様に、博物館法の改正に伴い本条例に条ずれが生じますので、第11条において「第20条第1項」から「第23条第1項」へ、同条第3項において「第22条」から「第25条」に改正するものであります。

議案集の30ページをお願いします。

附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日とします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第13号 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第13号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。
審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

○委員長（三輪田幸泰君）

ここで、執行部の皆さんは退席を願います。
ご苦労様でした。
委員の皆さんについては、引き続き審査議題がありますので、お願いいたします。
〔執行部 退席〕

○委員長（三輪田幸泰君）

次に、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。
本件については、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書（案）のとおり、今議会で承認を得るため、議長に提出したいと思えます。
審査申出書の内容について、ご意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
別段ないようですので、本件については、本定例会最終日に提出し、承認を得ることといたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

これもちまして、令和5年第2回総務民生文教委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時34分 閉会